

2021年10月15日

各位

愛知県岩倉市川井町1880番地  
石塚硝子株式会社  
代表取締役社長執行役員 石塚久継

当社社有地（愛知県岩倉市）における土壌調査結果について

愛知県岩倉市内の当社本社岩倉工場において土壌汚染等調査を実施したところ、土壌・地下水汚染が判明しました。当社は本件について本日、愛知県尾張県民事務所に報告致しました。

汚染が判明した場所は、コンクリート・アスファルト舗装により、土壌の飛散や雨水による汚染の拡散の恐れはありません。今後、尾張県民事務所のご指導をいただきながら汚染拡散防止対策を速やかに進めてまいります。

1 報告内容

(1) 報告者

石塚硝子株式会社

(2) 報告日

2021年10月15日（金）

(3) 調査実施期間

2020年4月10日（金）から2021年10月14日（木）まで

(4) 汚染が判明した土地の所在地

石塚硝子株式会社 本社・岩倉工場

愛知県岩倉市川井町舟橋2166番（地番）の一部ほか

(5) 報告の根拠

県民の生活環境の保全等に関する条例

（平成15年愛知県条例第7号。以下「条例」という。）第40条第1項

(6) 調査結果

ア. 土壌ガス

全ての調査地点で土壌ガスから調査対象物質は検出されませんでした。

イ. 土壌溶出量

次表のとおり条例に規定する土壌溶出量基準を超過しました。

特定有害物質名	測定結果 最大値	土壌溶出量 基準	基準超過 土壌検出深度	超過区画数/ 調査区画数 <sup>注2</sup>
セレン及び その化合物	0.024mg/L (2.4倍) <sup>注1</sup>	0.01mg/L 以下	0～0.5m 0.65～1.25m	3 / 66
砒素及び その化合物	0.69mg/L (69倍) <sup>注1</sup>	0.01mg/L 以下	0～1.3m	20 / 66
ふっ素及び その化合物	5.0mg/L (6.3倍) <sup>注1</sup>	0.8mg/L 以下	0～2.0m	11 / 66

注1：（ ）内は土壌溶出量基準に対する倍率を示す。

注2：調査対象地を10メートル格子で分割した区画数

## ウ. 土壌含有量

次表のとおり条例に規定する土壌含有量基準を超過しました。

特定有害物質名	測定結果 最大値	土壌含有量 基準	基準超過 土壌検出深度	超過区画数/ 調査区画数 <sup>注2</sup>
砒素及び その化合物	450mg/kg (3.0倍) <sup>注1</sup>	150mg/kg 以下	0~0.5m	1 / 66

注1：（ ）内は土壌含有量基準に対する倍率を示す。

注2：調査対象地を10メートル格子で分割した区画数

## エ. 地下水

次表のとおり条例に規定する地下水基準を超過しました。

特定有害物質名	測定結果 最大値	地下水 基準	超過区画数/ 調査地点数
砒素及び その化合物	0.028mg/L (2.8倍) <sup>注</sup>	0.01mg/L 以下	2 / 5
ふっ素及び その化合物	0.82mg/L (1.0倍) <sup>注</sup>	0.8mg/L 以下	1 / 5

注：（ ）内は地下水基準に対する倍率を示す。

### (7) 当該地の現在の状況

汚染が判明した場所は、コンクリート舗装で覆われており、汚染土壌の飛散や雨水等による汚染の拡散のおそれはありません。

また、地下水基準超過が確認されていますが、地下水の下流側にある敷地内井戸では地下水基準に適合しており、敷地外への地下水汚染の拡散のおそれはありません。

## 2 今後の対応

地下水モニタリングにより敷地外への汚染の拡散がないことを監視するとともに、汚染土壌の一部を掘削除去する予定です。

## 3 調査対象地の概要等

### (1) 調査対象地面積

5,340.21 m<sup>2</sup>

### (2) 調査対象地の利用状況

対象地は1961（昭和36）年より弊社の敷地の一部としてガラスびん生産工場として使用していました。

## 4 本件に関するお問い合わせ先

石塚硝子株式会社 本社・岩倉工場 人事・総務部

住所 愛知県岩倉市川井町1880番地

電話 0587-37-2111

